

令和3年12月9日

令和3年第3回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和3年12月7日付託分)

総 務 局

目 次

	ページ
1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の概要	1
2 職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要	3
3 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局関係】	4
4 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の概要	5
5 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局関係】	6
6 当せん金付証票の発売の概要	7

参考資料 総務政策常任委員会資料 附属資料 総務局

【議案（条例その他 その6） 7～8頁 定県第152号議案】

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の一部改正等を踏まえ、県が独自にマイナンバーを利用する事務に、生活困窮外国人に対する被保護者健康管理支援事業の実施事務を追加するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 番号利用法におけるマイナンバー利用事務の追加に伴う改正（別表第1及び別表第2関係）

生活保護に関する事務において被保護者健康管理支援事業の実施事務が追加されることに伴い、生活困窮外国人に対する保護に関する事務でも同様にマイナンバーを利用できるようにするなど、所要の改正を行う。

イ 番号利用法における照会可能な特定個人情報の追加に伴う改正（別表第2及び別表第3関係）

(ア) 高等学校等就学支援金の支給に関する事務において照会可能な特定個人情報が追加されることに伴い、aの事務で利用できる特定個人情報として、生活困窮外国人に対する保護に関する情報を追加するとともに、bからgまでの事務で利用できる特定個人情報として、生活保護に関する情報及び生活困窮外国人に対する保護に関する情報を追加する。

a 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務（私立）

b 私立の高等学校等の設置者に対する入学金又は授業料の減免額に係る補助金の交付に関する事務

c 私立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等に対する授業料以外の教育に必要な経費に係る給付金の支給に関する事務

d 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務（公立）

- e 県立学校の授業料等の徴収に関する条例による授業料又は受講料の減免に関する事務
- f 高等学校等を退学し、県立の高等学校等に入学した生徒又は学生に対する就学支援金法による高等学校等就学支援金の額に相当する額の支給に関する事務
- g 国公立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等に対する授業料以外の教育に必要な経費に係る給付金の支給に関する事務

(イ) 生活保護に関する事務において照会可能な特定個人情報が増加されることに伴い、生活困窮外国人に対する保護に関する事務で利用できる特定個人情報として、職業転換給付金の支給に関する情報を追加する。

ウ その他所要の規定の整備を行う。(別表第2及び別表第3関係)

(3) 施行期日

令和4年6月1日。ただし、(2)アについては同年4月1日。

2 職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する
条例の概要

(1) 改正の趣旨

赴任に係る旅費（移転料及び扶養親族移転料を除く。）について、新たに採用された職員全員を対象とするため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 赴任に係る旅行について、新たに採用された職員全員を対象とするため、赴任の定義を変更する。（第2条関係）

イ アに伴い、所要の改正を行う。（第6条、附則第3項及び第4項関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和4年4月1日

イ 経過措置

改正後の規定は、この条例の施行の日以後に新たに採用された職員の採用に伴う移転のための旅行（同日前に出発したものを含む。）について適用し、同日前に新たに採用された職員の採用に伴う移転のための旅行については、なお従前の例による。

【議案（条例その他 その7） 2～34頁 定県第174号議案】

3 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局関係】

(1) 改正の趣旨

令和3年10月14日の人事委員会の勧告等を勘案し、職員の給料月額について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

各給料表の給料月額を人事委員会から勧告を受けた給料表のとおり改める。（別表第1から第6まで及び別表第8から第10まで関係）

(3) 施行期日等

ア 施行期日

令和4年4月1日

イ 経過措置

給料の切替日（令和4年4月1日）における給料月額が、切替日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、その差額を令和8年3月31日までの間支給する。

4 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

感染症患者等に接する業務等のうち、心身に著しい負担を与えるものに従事した場合における感染症等接触手当の加算等に関し、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 感染症等接触手当について、職員が感染症患者等に接する業務等で心身に著しい負担を与えるものに従事した場合の手当額は、100分の100に相当する額を加算した額とする。（第10条関係）

イ その他規定の整備を行う。（第48条関係）

(3) 施行期日

令和4年4月1日。ただし、(2)イについては、公布の日。

5 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局関係】

(1) 改正の趣旨

県税の納税証明書の交付手数料について、納税者の利便性の向上を図るため、証紙による収入の方法から、現金による徴収に改めるため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

- ア 納税証明書交付手数料を削除する。（別表の2 手数料関係）
- イ その他所要の規定の整備を行う。（別表の2 手数料関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和4年4月1日。

イ 経過措置

- (ア) この条例の施行の日前に証紙による収入の方法により徴収した(2)アに規定する納税証明書交付手数料（以下「納税証明書交付手数料」という。）に係る証紙と知事が認めたものについては、令和5年3月31日までの間に限り、納税証明書交付手数料の納付のために使用することができる。
- (イ) 納税証明書交付手数料の納付のために販売された証紙と知事が認めたもの（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくは損傷したものを除く。）は、令和5年3月31日までに申請したときに限り、県に返還して現金の還付を受けることができる。

6 当せん金付証票の発売の概要

(1) 趣旨

令和4年度における公共事業等の費用の財源に充てるため、当せん金付証票法第4条第1項の規定により全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじの発売について議決を得たいので提案するものである。

(2) 発売総額

令和4年度における神奈川県分の宝くじの発売総額を250億円以内とする。